

消防力整備基本計画
第3次改訂版

甲賀広域行政組合消防本部

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 整備の基本目標	1
4 計画策定に際して想定する災害と対応	2
5 計画に際して考慮すべき状況等	3
(1) 災害出動状況	
(2) 各業務状況	
(3) 社会情勢	
(4) 消防力情勢	
6 人員計画・組織・装備	16
① 消防力の現状	
② 今後の消防力の考え方	
③ 大規模災害に対する今後の対応	
④ 消防職員採用計画	
⑤ 各資格者養成及び研修計画	
⑥ 組織計画	
⑦ 施設等整備	
⑧ 車両整備	
⑨ 通信指令装置関係	
⑩ 今後の検討課題	

消防力整備基本計画
発行年月日／平成24年 1月初版
平成24年12月改訂版
平成25年12月改訂版
平成28年 1月改訂版

甲賀広域行政組合消防本部消防力整備基本計画

1 計画策定の趣旨

昨今の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、住民ニーズの高度化、多様化など社会情勢の変化や国の構造改革による諸制度の大幅な改革により大きく変動しており、当組合の構成市においても厳しい環境下での行財政運営を余儀なくされている。

このような情勢の中で、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、市民視点と財政状況に配意しつつ、計画的に消防力の強化、充実を図っていくことが必要であります。

なお、消防環境を取り巻く社会の潮流は、あらゆる面で大きく変化し、さらに進展していくと予想されるところですが、構成市の人囗動向、地理的条件、社会環境等について検討し、基本的な考え方及び具体的な施策を定め、消防力の整備に関する計画を策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、1年毎に検証するものとします。

	消防施設等	消防組織	通信体制	救急体制	防火体制	財政	
平成28年度							
平成29年度							
平成30年度							
平成31年度							
平成32年度							

↓

3 整備の基本目標

- ① 消防の任務を深く自覚するとともに、消防行政水準の向上をめざし、市民の視点にたった施策を推進する。
- ② 厳しい社会経済情勢下、内部努力を最優先に改革を進め、効率的、効果的な施策の策定に努める。
- ③ 限られた人員で消防力を充実していくため、職員の能力を高め、消防施策に活かしていく組織作りに努める。
- ④ 複雑多様化する災害や中東呼吸器症候群(MERS)等予測し得ない事案に対して対応できる消防、救急、救助体制を整備する。
- ⑤ 家庭、地域、事業所の関係者に予防行政を浸透させ、防火意識を高める。
- ⑥ 市民や事業所の関係者をはじめ地域社会とより一層連携を深め、危機管理体制の充実強化に努める。
- ⑦ 高齢者や障害者等の災害弱者に配慮した各種消防施策の推進に努める。

4 計画策定に際して想定する災害と対応

法律、政令等による応援要請

- 災害対策基本法第67条
- 災害対策基本法第68条
- 災害対策基本法第72条
- 災害対策基本法第29条第1項
- 災害対策基本法第29条第2項
- 災害対策基本法第30条第1、2項
- 地方自治法252条の17
- 消防組織法第39条
- 消防組織法第44条
- 消防組織法第48条

広域行政圏との災害応急対策活動の相互応援に対する協定

滋賀県下消防団広域相互協定

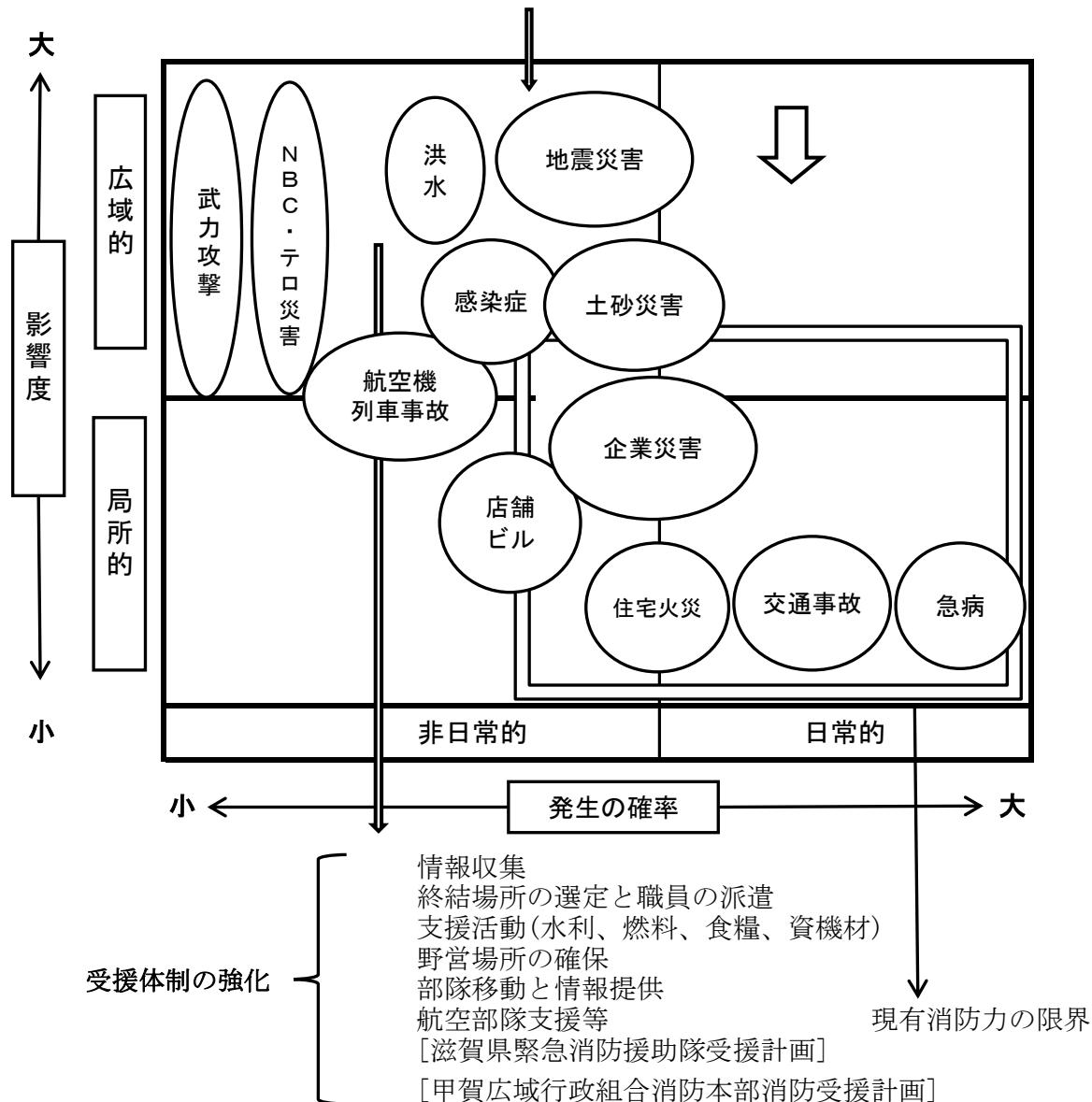
中部9県1市の災害応援に関する協定

近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定

東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定

甲賀市伊賀市消防団相互応援協定

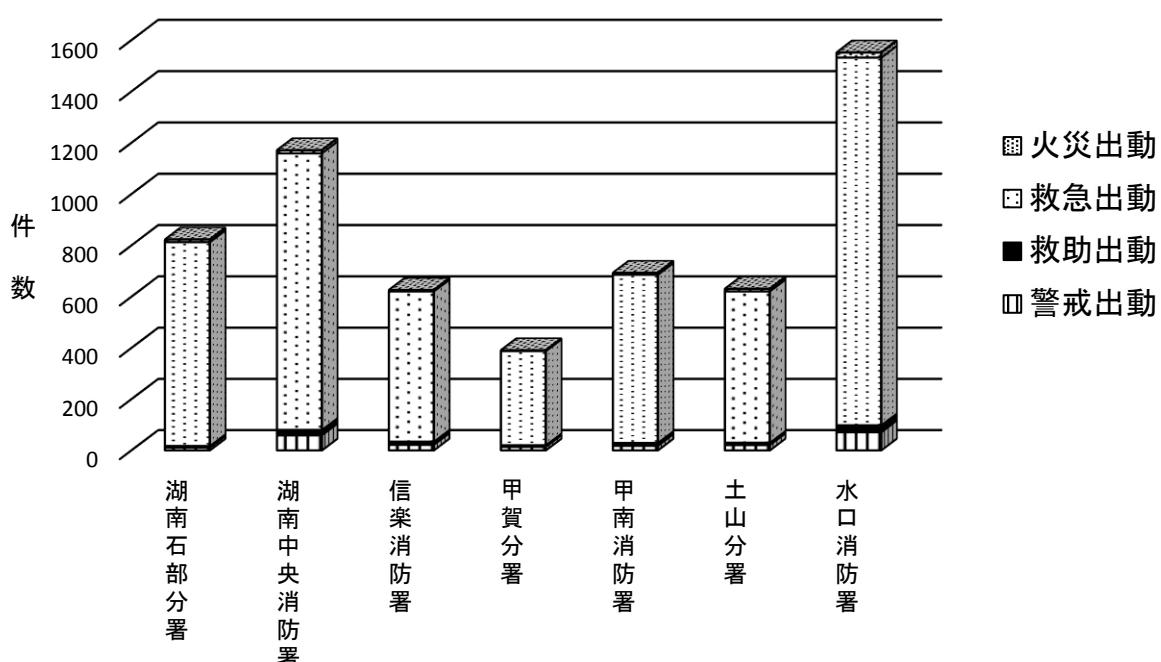
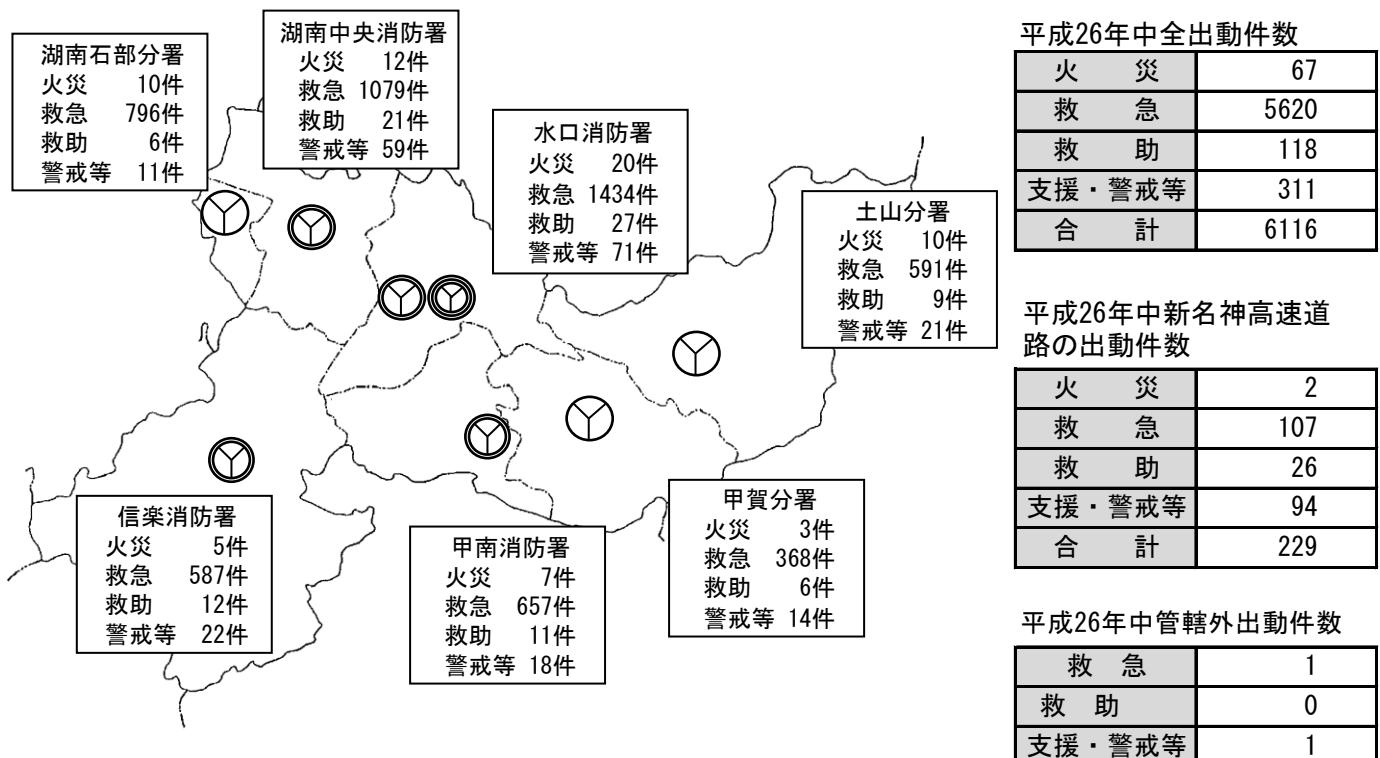
野洲市、湖南市、竜王町の防災に関する応援協定



5 計画に際して考慮すべき状況等

基本目標達成のためには、消防部隊の充実、救急需用への対応等消防現場の組織充実とともに、予防行政の専門性を高め、さらに危機管理体制についても両市との連携を強化する必要がある。しかし、厳しい財政状況下において、市民の生命、財産を守るとの目的に照らし合わせながら、将来動向を定めなければならない。

(1) 災害出動状況(平成26年中の火災、救急、救助、警戒等出動)

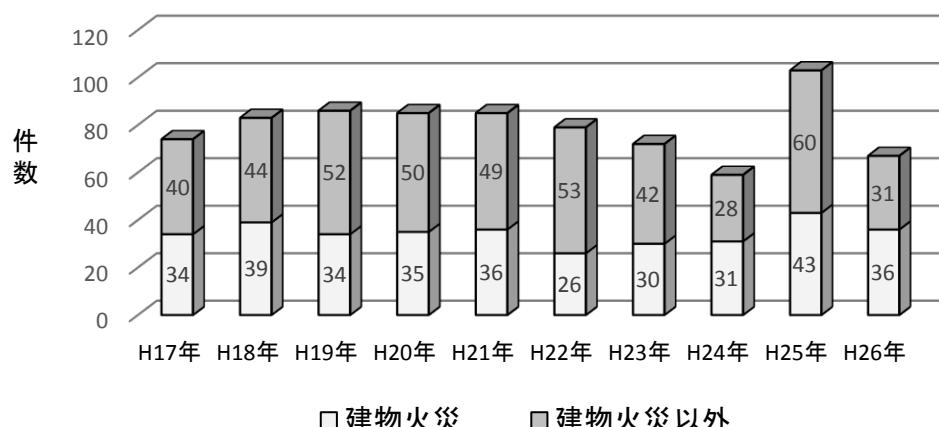


① 火災出動

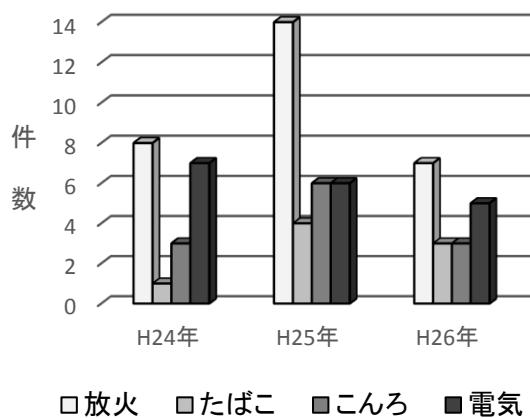
管内における近年の火災動向を見ると、平成10年に100件を超えていた出火件数は、年々減少傾向にあり、平成24年には59件まで低下したものの、平成25年には、過去最多となる103件を記録している。平成26年中の管内出火率は4.5(2014年国勢調査)パーセントで、全国においては3.4パーセントと全国数値を上回っている。最近では、火災の種別で建物火災が全体の54パーセントを占め、また、火災原因では火入れ・枯草焼き、その他が上位を占めているのが特徴である。署別の件数をみると、全体的な出動件数では、水口消防署及び湖南中央消防署管内での消防需用が高いと考えられる。住宅火災においては、65歳以上の高齢者の死者に占める割合が依然として高い状況にあり、今後高齢化率の増加に伴い、住宅火災による死者数の更なる増加が懸念されることから住宅用火災警報器の設置率向上をはじめ、総合的な住宅防火対策の推進が必要である。

また、消防法施行令等が改正されたことに伴い、消防用設備が新たに設置義務となる小規模な社会福祉施設、病院、診療所等及びホテル、旅館などの指導の強化の推進が強く求められている。

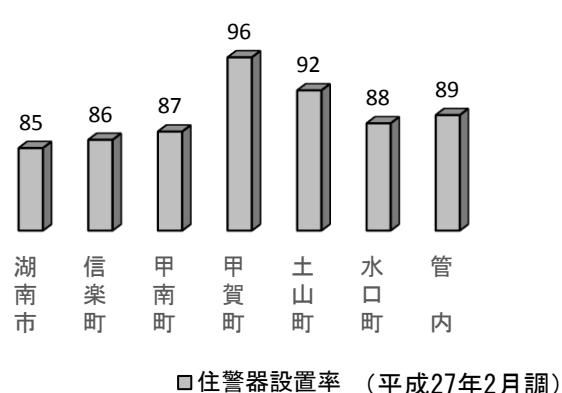
火災件数の状況



主な出火原因



住宅用火災警報器設置状況



□住警器設置率 (平成27年2月調)

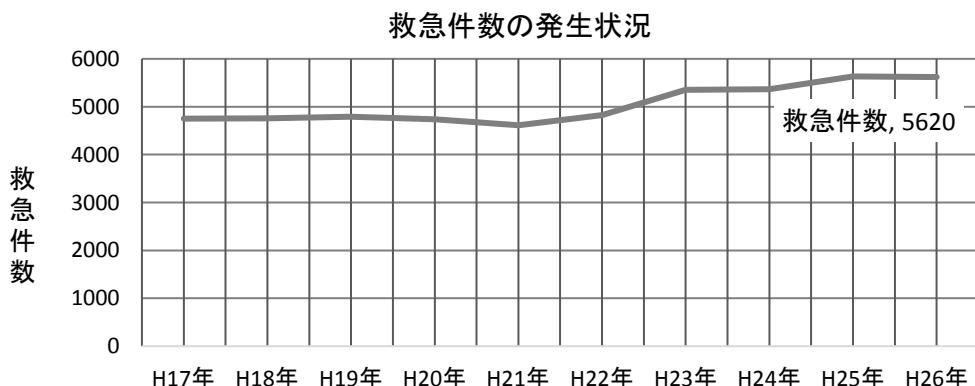
② 救急出動

救急出動はこの10年間を見ると、平成16年に4,500件台を超え平成19年まで右肩あがりの需用を示し、平成20年から平成21年にかけて減少傾向にあったものが、平成22年には再び増加に転じ、平成25年には過去最大の5,633件となっている。

昨年の内訳としては、救急出動の搬送内容において急病が64パーセントを占めており、構成市における高齢化の進展を勘案すると、将来的な需要予測は増加するとともに救急業務の高度化への期待は一層高まるものと考えられる。現在の救急業務はメディカルコントロール体制下において高度化への対応を図っており、この体制を保持するためには、救急救命士の確保と消防隊兼務から専任体制を視野に入れるとともに、病院実習や研修による救急隊員（救急救命士）の資質向上に努め、気管挿管や薬剤投与（アドレナリン投与）、加えて平成26年1月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、輸液及び血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖投与が認定を受けた救急救命士によって実施できるようになるなど、高度な救急救命体制づくりを推進しなければならない。

一方、平成27年4月には、済生会病院（栗東市）を基地とした「京滋ドクターへり」が運航開始したことにより、管轄全域で30分以内に救急医療を提供できる体制が整い、適切な医療機関への迅速な搬送が可能となっている。

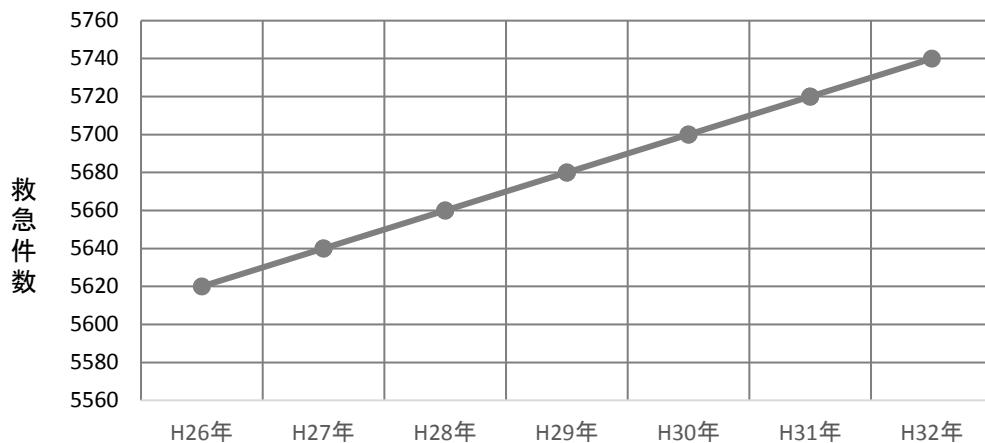
また、現在の救急業務において重要な位置を占めるものに応急手当普及啓発があげられるが、各種事案の現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な応急手当を速やかに行なうことにより傷病者の救命効果を一層向上させることは、医学的見地からも明らかにされているところであり、バイスタンダー、救急隊、医療機関へと引き継ぐ「命の連鎖」を強化する取り組みが求められている。このことから、平成16年から一般市民もAED（自動体外式除細動器）の使用が可能となり、当消防本部においても、実技指導を積極的に取り組むとともにeラーニングを活用した普通救命講習も実施している。なお、現在のところ約25,700名余りの方々が受講を修了されているが、救急出動件数の増加や救急医療体制が全国的な課題となっている中、今後とも継続して普及啓発に努めなければならない。



救急搬送の将来推計

総務省消防庁は平成25年4月に救急搬送の将来推計を公表している。この試算によると、平成23年以降、人口が減少に推移するにもかかわらず救急出動件数と搬送人員数については、平成37年頃をピークにその後は徐々に減少していくものと予測している。この推計を元に当消防本部管内における将来推計は次のとおりとなり、増加する救急需要への対策として、119番受信時の緊急性度、重症度の選別、軽症利用者への対応、救急行政の予算及び体制の拡充等が考えられる。

将来における救急件数推計



平成26年度中の普通救命講習等の実施状況

	普通救命講習		その他救急法指導	
	回 数	受講者数	回 数	受講者数
消防本部	1	26	0	0
水口消防署	21	450	1	9
甲南消防署	21	402	0	0
信楽消防署	16	356	0	0
湖南中央消防署	19	514	14	443
合 計	78	1,748	15	452

救急救命士と認定救命士の状況

救急救命士	40
気管挿管	7
薬剤投与	32
拡大新処置 ※1	1

平成26年中に救急救命士が行った特定行為数

除 細 動	11
輸 液	12
薬剤投与	1
気道確保	48
合 計	72

※1 心肺機能停止前の重篤傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

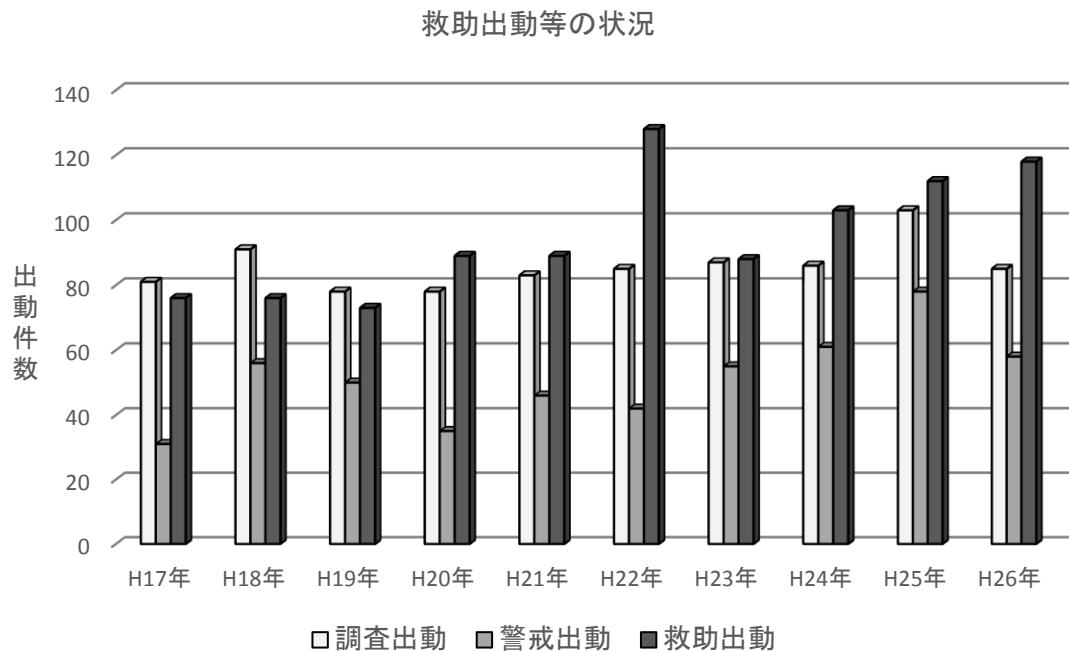
③ 救助出動

消防機関の行なう人命救助は、火災、交通事故、自然災害や機械による事故等から人力や機械力を用いてその危険を排除する活動であり平成26年中の救助発生件数は118件、活動件数は56件、救助人員77人で件数としては対前年 2件の増加となっている。出動の内訳では、交通事故が64パーセントと出動率が高く、署別には水口消防署管内と湖南中央消防署管内、また、新名神高速道路上において多くの出動がみられる。また、救助隊は、救助活動に関する専門教育を受けた隊員と必要な資機材を搭載した救助工作車によって構成されるが、当消防本部において当該救助隊は水口消防署に1隊(専任救助隊員数7名・救助工作車1台)が編成されている。また、救助活動には水難事故も含まれ、平成26年中における水難救助発生件数は2件で、計3名の要救助者を救助している。出動に対しては、選任されている10名の水難救助隊員(各所属に配属)が活動している。

救助活動は、火災から特殊災害に至るまで多種に及び、複雑化する災害に的確に対応するためには、隊員の教育や救助資機材の計画的な整備が望まれるところである。

④ 警戒出動及び調査出動

火災や救急出動とともに需要の高い出動形態に警戒と調査出動といったその他出動を挙げることができる。ガスや油の流出及び火災とまぎらわしい怪煙の調査に伴うもので平成26年の出動件数は217件で、新名神高速道路への出動94件を加えると、前年より45件減少している。また、署別には水口消防署管内が71件と最も多く、続いて湖南中央消防署管内の59件となっており、この増加傾向は将来的にも続くものと予想される。



⑤ 国民保護

昨今の国際社会において、北朝鮮の動向が注目されるところであるが、平成16年6月に国民保護法が成立し、これにより、武力攻撃事態や大規模テロ等緊急事態に対処するための態勢が整えられたところである。国民保護法に基づき、地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等国民保護措置の多くを実施する責務を有するものであり、また、消防機関も市町村長の指揮の下に避難住民の誘導や、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護する等重要な責務を負うこととされている。

滋賀県内においては、生物化学テロ災害相互応援協定に関する覚書により、有事の際の大津、湖南及び東近江との協力連携が明記されているところであり、当消防本部においてもN B C災害に係る防護服や呼吸保護具(消防庁からの貸与分含む)等の資機材を保有しているものの、将来に向けて整備の余地を多く残している状況である。また、今後の対応として危機管理資源の協定、両市国民保護計画と実質運用面の調整等を視野に入れた施策を展開する必要があると考えられるほか、あらゆる災害に対応するためには、行政だけでなく、地域と行政の役割分担と連携により、総合力をもって対応する必要がある。そのため、地域においては、消防団員、自主防災組織、企業、学校などが連携した防災の取り組みが求められるとともに、さらには、情報を行政と家庭や地域、企業などと共有化を進め、平素からの危機対応の体制づくりが必要とされる。

以上の各種出動状況から勘案した場合、消防行政に対する市民の期待はますます高まるものと考えられ、災害現場で活躍する部門での体制が、組織の活性化の鍵を握っており、昨今の予想しがたい大規模な工場火災や自然災害の発生、硫化水素事案、新型インフルエンザ対策等対象事象は複雑多岐にわたる傾向があり、これらに迅速かつ適切な活動を展開していくには、的確な人員計画とともに、各分野のスペシャリストの育成に向け職員の能力開発を一層進める必要がある。

⑥原子力災害対策

原子力対策については、構成市における地域防災計画及び滋賀県広域消防相互応援協定に定めるところにより対応するものです。

なお、今後において、滋賀県及び構成市における地域防災計画との整合性を図る中、必要に応じて見直しを図るものとする。

ア 原子力発電所事故災害対策

(処理すべき事務又は業務)

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報処理及び県、構成市との初動の連携調整
- (2) 消防対策本部の設置
- (3) 住民の避難誘導、救助等
- (4) 救急搬送に関すること。
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）
- (6) 広域避難時の危険物、火薬等に関する措置命令の発令
- (7) 職員の被ばく管理と感染防護
- (8) 緊急消防援助隊の受入れに関すること。
- (9) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力災害、防護資器材の調達、整備に関すること。

イ 放射性物質事故災害対策

(処理すべき事務又は業務)

- (1) 放射性物質等の特性及び取扱い状況の把握に関すること。
- (2) 放射線事業者に対する防災上の指導に関すること。
- (3) 災害時における放射線事業者と連携体制の確立に関すること。
- (4) 放射線災害に係る職員の教育訓練に関すること。
- (5) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 災害現場の警戒活動に関すること。
- (7) 災害現場における消火、救助、救急活動に関すること。
- (8) 被爆者の受入れ医療機関の調整に関すること。
- (9) 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関すること。
- (10) 災害現場における消防警戒区域の確保及び区域外への市民等の立ち退きに関すること。
- (11) 事態収拾後の災害調査報告に関すること。

NBC災害対応資機材の保有状況

放射線防護服	2	陽圧式化学防護服	5	簡易型防護服	144	酸素呼吸器	5
空気呼吸器	63	防塵マスク	184	防毒マスク	34	個人線量計	22

(放射線測定器) サーバイメーターRDS30 7 レムガードRD-2E 1

N : 核燃料物質、核爆弾による災害

B : 細菌、ウィルス等の病原体による災害

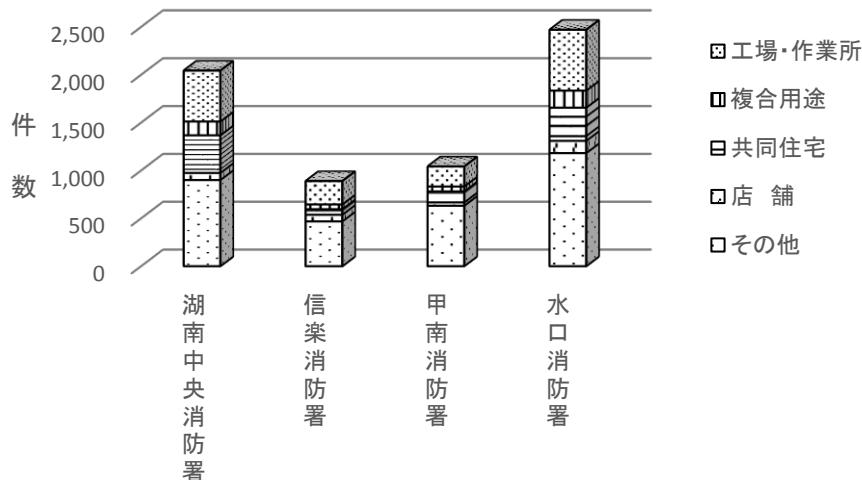
C : 工業用化学薬品、CO、化学剤による災害

(2) 各業務状況

① 防火対象物規制業務

(平成27年3月現在の消防法令により規制される防火対象物数)

	工場 作業所	複合用途	共同住宅	店舗	その他	合 計
水口消防署 (土山分署含む)	635	178	347	128	1,182	2,470
甲南消防署 (甲賀分署含む)	209	51	115	35	632	1,042
信楽消防署	244	50	58	69	469	890
湖南中央消防署 (湖南石部分署含む)	532	144	393	74	901	2,044
合 計	1,620	423	913	306	3,184	6,446



消防法令上規制を受ける防火対象物数は、6,446件(甲賀市4,402件 湖南市2,044件)で、その内工場、作業所として把握する件数は、1,620件と県下でも最も多い数値となっている。署別には、水口消防署及び湖南中央消防署管内に多く、湖南市では湖南工業団地を中心として、また、甲賀市では従来からの対象物に加え、工業団地の造成により多くの企業が進出してきている。これらの多くは生産業で、管内企業の製造品出荷額が県下でも突出し、工程上必要不可欠な高圧ガスや危険物といった消防法上規制を受ける物品を保有する企業も数多く防災の観点から留意されるところである。また、設備的にも高度経済成長期に投資されたものの老朽化による防災上の課題も指摘されているところもあり、法に照らし合わせた適切な維持管理に向けての指導が必要とされる。

次に当消防本部管内の特徴として、グループホームをはじめとする社会福祉施設数である。高齢者グループホーム及び障害者グループホーム（甲賀市40件 湖南市16件）のうち、障害者グループホームは県下でも最も多くの対象物数となっている。

この様な状況を勘案すると、全国的に危険物施設や高齢者施設等の火災が相次ぐ中、消防法令遵守の徹底に向け、査察の強化を図り違反処理体制の確立と違反是正の推進に努めなければならない。このためには、専門的知識と経験に裏付けされた

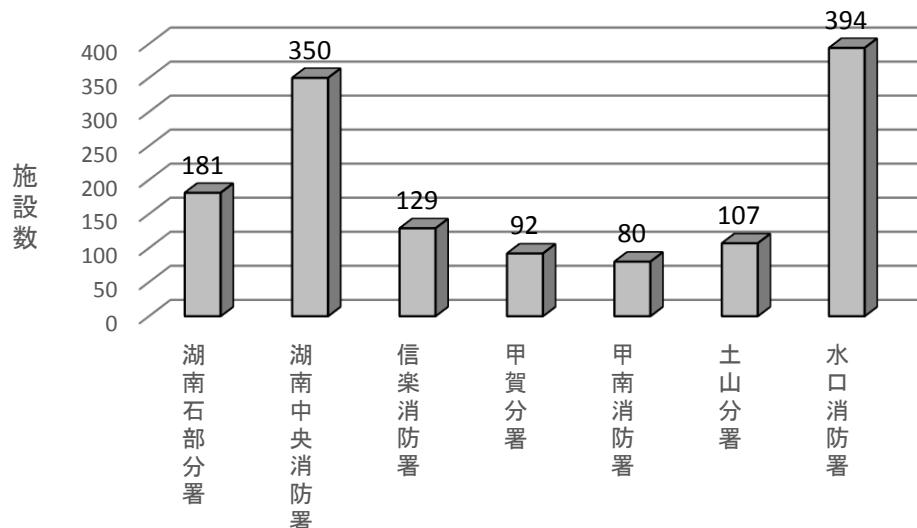
有資格者である予防技術資格者の養成と適正配置により、火災予防体制の構築が求められるところである。

高齢者グループホーム及び障害者グループホーム施設数

	高齢者グループホーム	障害者グループホーム
水口消防署	3	13
甲南消防署	2	2
信楽消防署	1	19
湖南中央消防署	4	12
合 計	10	46

② 危険物規制業務

(平成27年3月末現在の許認可より把握している製造所、貯蔵所、取扱所の施設数)

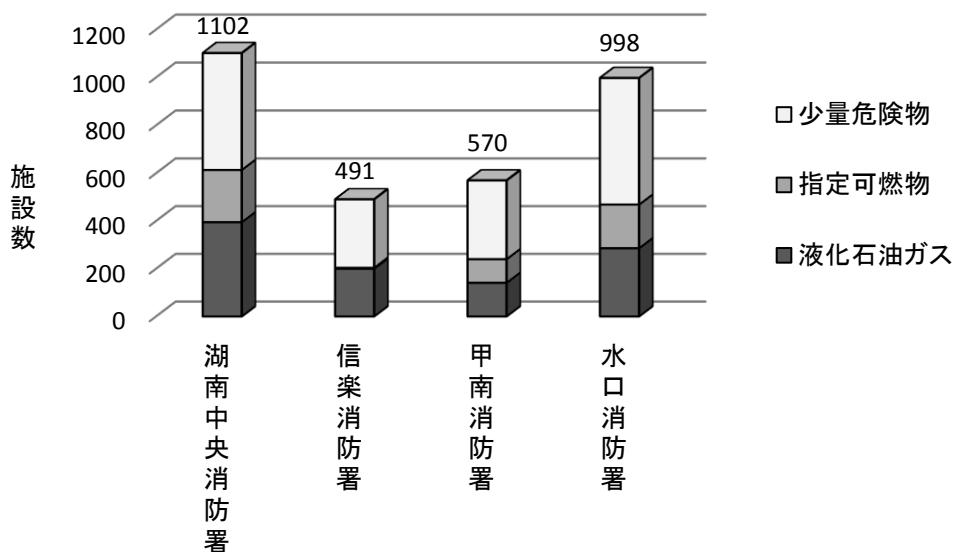


消防法では、火災の危険性が高い物品を危険物として指定し、火災予防上の観点から貯蔵、取扱い及び運搬についての規制を行なっている。当消防本部管内には 1,333 の施設があり、この数値は県下で最も多ものであり、署別には水口消防署及び湖南中央消防署管内に多く、中でも湖南中央消防署管内は湖南工業団地の誘致年から施設数が増加している。最近ではガスへの燃料転換に加え、種々の経済動向から施設数としては、横ばいから減少傾向にあると考えられるが、1960年から1970年代の高度経済成長時に設置された施設の老朽化等に伴う発災が懸念されるところでもある。

次に当消防本部管内における危険物施設別形態を見た場合、屋外タンクが269施設と最も多く、屋内貯蔵所、地下タンク、一般取扱所と続くが、特に地下タンクにおいては、全体の30パーセントが昭和40年代及び昭和50年代に設置されており、全国的に増加傾向にある危険物施設からの火災、漏洩事故の防止を図るため、指導立場にある職員の確保と資質の向上を図り、消防官民一体となった体制による危険物規制事務を推進しなければならない。

③ 液化石油ガス、少量危険物等の規制業務

(平成27年3月末現在に届出等により把握している施設数)



消防法では、火災予防及び消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として、また、火災予防条例では指定数量に満たない危険物を少量危険物として、そして、火災延焼上影響力の大きい物質を指定可燃物等という規制をもって、届出から現場調査に至る過程の中で適切な貯蔵、取扱いの指導を行なっている。これらの貯蔵量は当消防本部管内が県内でも多く、署別の数は湖南中央消防署管内が最多く、続いて水口消防署管内となっている。

④ 防火管理規制業務

消防法では、多数の人を収容する建物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行なわせることを義務付けている。次に当消防本部管内において、防火管理者を選任しなければならない対象物数は甲種対象物で1,155件あり、このうち918件について消防機関への届出がなされているが残る対象物についての選任指導及び資格を付与するための講習会の実施等積極的な取組みを通して是正に努めているところである。

防火管理者の必要な対象物

	甲賀市	湖南市
甲種	723	432
乙種	208	60

防火管理者選任済対象物数

甲種	587	331
乙種	102	26

消防計画届出数

甲種	536	296
乙種	88	17

平成26年度中防火管理者講習受講状況

第1回目	76名
第2回目	56名

平成26年度中防火管理者再講習受講状況

受講数	21名
-----	-----

平成26年度中防災管理者講習受講状況

未実施	—
-----	---

平成27年3月末現在

⑤ 防火査察業務

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法の規定により対象物に立ち入って検査を行っている。この立入検査によって消防法令違反を発見した場合は、警告及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反是正に努めているところであるが、全国における最近の火災事案の検証から、消防法令の違反率が高いことや防火管理面での違反が比較的多く見受けられるところである。

のことから、予防要員の専門性を高めるとともに、立入検査を通じた一層の違反是正を図らなければならない。

平成26年度中の立入検査実施対象物数

甲賀市	463
湖南市	128

平成26年度中の立入検査実施危険物施設数

甲賀市	115
湖南市	22

⑥ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブとは、幼年期に火の大切さや、火の正しい取扱いについて学習し意識高揚を図ることで火遊び等による火災の減少や防災についての理解を深めてもらうことを目的に結成されており、現在、市内の希望する幼稚園や保育園ごとに甲賀市は11園、湖南市は6園の幼年消防クラブが結成されている。

甲賀市、湖南市の幼年消防クラブ加入園及び園児数

平成27年5月現在

加入園	園児数(人)			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
甲賀市	11	273	302	327
湖南市	6	187	254	235
合計	17	460	556	562
				1578

⑦ 通信指令業務

平成26年中の119番受信件数は7,477件で、内携帯電話119番受信件数が2,824件となっており、携帯電話からの受信件数が全体の37.7%を占め携帯電話からの通報が増加傾向にある。また、救急医療案内情報システムの利用件数は477件で広く市民に情報の提供を行っている。

次に消防活動に欠かすことのできない消防救急無線に関しては、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成27年3月をもって従来のアナログ無線からデジタル無線に移行している。現在、基地局無線装置を大納言山と消防本部に設置するとともに、朝宮地先に無線の不感地帯を補うための簡易基地局を設け、260MHz帯にて移動局との通信を行っている状況である。

なお、デジタル化に伴い、秘匿性及び音質の向上と豊富なチャンネル数による混信可能性の低減などが期待できる。

平成26年中の119番受信状況

火 災	43	まちがい	276
救 急	4,871	ベルのみ	262
その他災害	96	その他問い合わせ	626
同 報	316	転 送	52
通報訓練	461	通報テスト	301
いたずら	173		
合 計	7,477		

平成26年中の救急医療案内利用状況

小児科	221	歯 科	18
内 科	44	外 科	29
眼 科	33	皮膚科	13
整形外科	47	その他の	42
耳鼻科	30		
合 計	477		

(3) 社会情勢

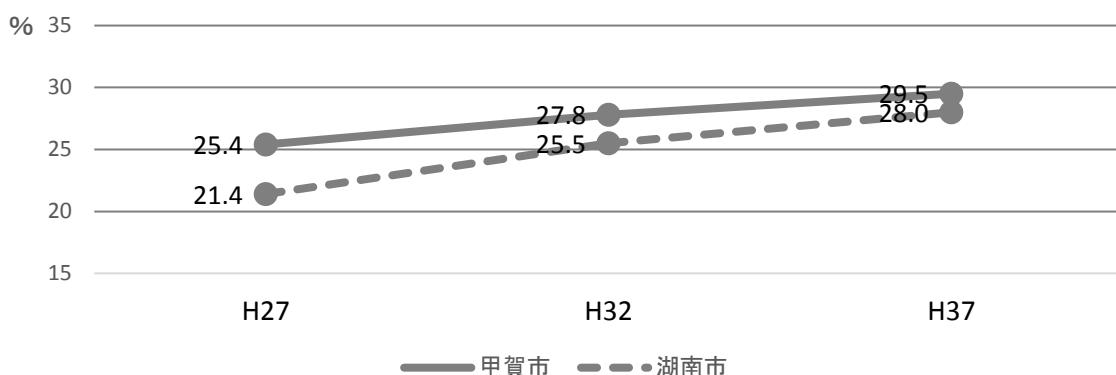
構成市の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所・平成25年3月推計）

推計人口

	平成27年	平成32年	平成37年
甲賀市	92,533	88,507	85,731
湖南市	54,817	52,889	51,526
合 計	147,350	141,396	137,257

※平成25年は4月現在の住民基本台帳人口

老人人口割合の推計



当消防本部管内の人団は、減少の一途をたどっており、また、出生率についても同じ様相を呈している。

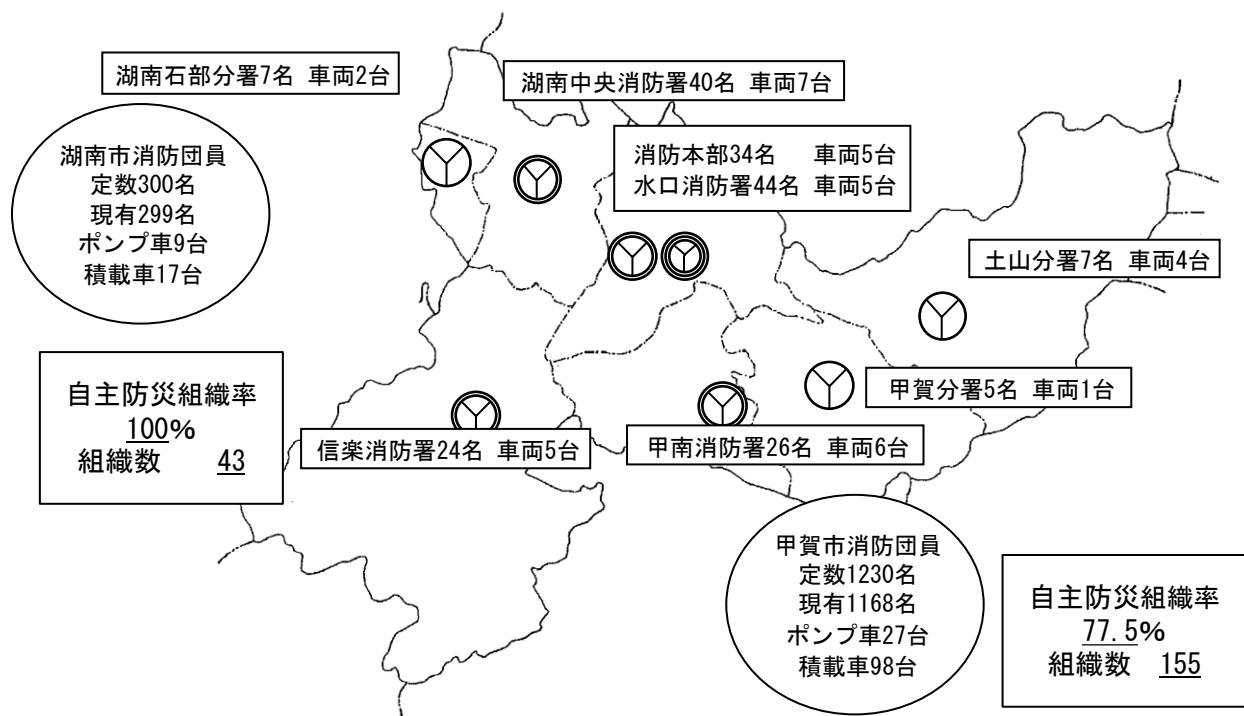
一方、高齢化率では、両構成市において上昇しており、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全性確保のために、消防力を強化するとともに自主防災組織率の底上げ等にも配意する状況にある。また、火災調査等の結果に基づく効果的な火災予防施策を展開するとともに、住宅火災警報器の普及に努める等、住宅防火に対する行政と地域住民との共通認識の下、住宅安全対策を推進する必要がある。

両構成市の基本計画によると、それぞれ広域的な地域整備計画があり、湖南市ではJR三雲駅の市街地整備、栗東水口道路の整備、国道1号線及びバイパスを中心とした新市街地整備等必要に応じた計画的な市街地形成を図り、次世代への継承に配慮した取組みがなされているとともに、湖南工業団地をはじめとして比較的大規模な製造業が立地していることから第二次産業の割合が県内では唯一45パーセントを超えていのが特徴と言える。また「若いまち」ではあるものの、今後の少子高齢化を見据え、市民が安心安全に暮らせる環境を整えていく必要があるとされている。

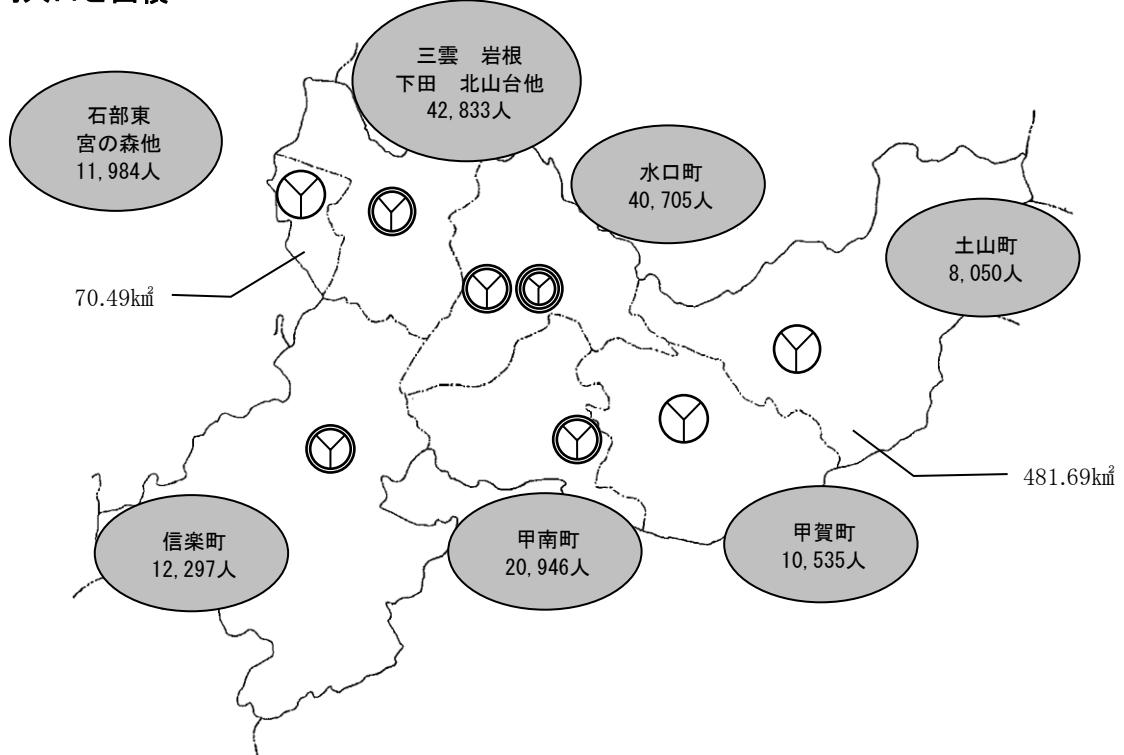
甲賀市においては、東西に国道1号線、南北に国道307号線が通り、さらに新名神高速道路の三重県側では亀山JCTから四日市JCTまでを平成30年度に、また京都府側では大津JCTから八幡JCTまでを平成35年度に開通予定で整備が進められており、広域交通条件が向上し、これによる新規企業の誘致が見込まれると同時に大阪等の通勤圏としての人口の伸びも予想される中、481.69km²に及ぶ広範囲なエリアに対して、非常備消防を含めた総合的な計画が望まれるところである。

(4) 消防力情勢

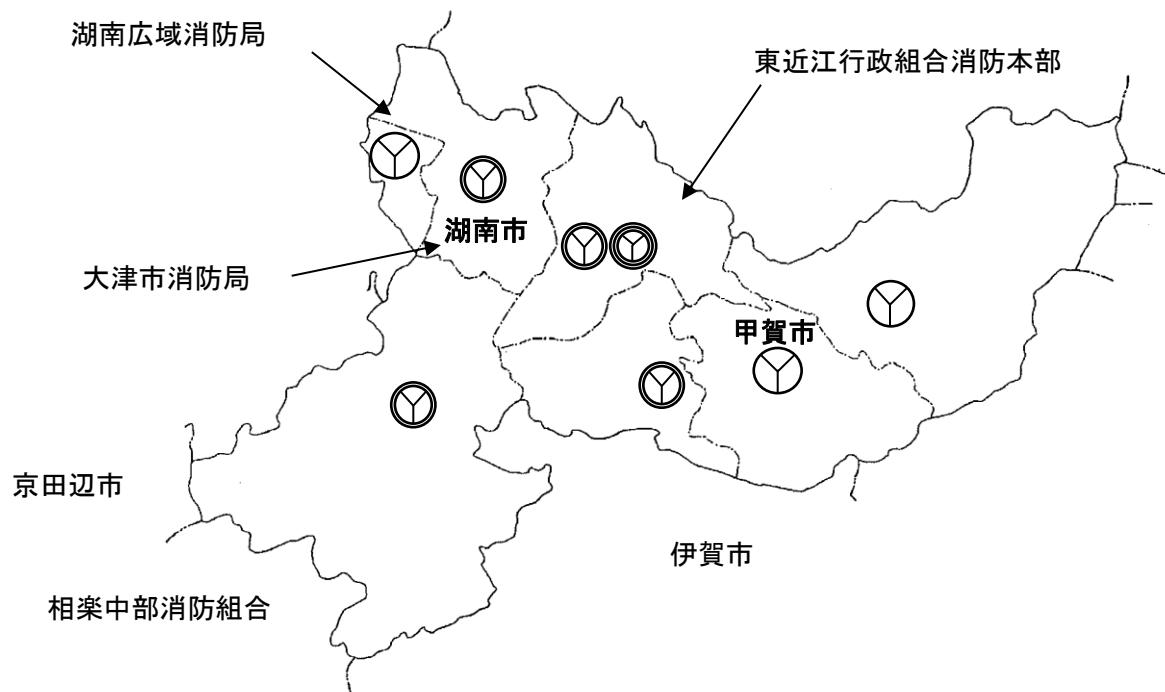
① 常備消防と非常備消防(平成27年4月1日現在)



管内人口と面積



②消防相互応援協定



→ は滋賀県生物化学テロ災害相互応援
※当消防本部の資機材は防護服、呼吸保護具、ポケット線量計、放射線測定器GM式

協定内容	協定先
滋賀県広域消防相互応援協定	滋賀県下消防本部
滋賀県広域消防相互応援協定(南ブロック)	大津市、湖南広域消防局、高島市
相互応援協定	大津市
相互応援協定	湖南広域消防局
相互応援協定	東近江行政組合消防本部
相互応援協定	伊賀市消防本部
相互応援協定	相楽中部消防組合
相互応援協定	京田辺市
名神高速道路消防応援協定	名神高速道路沿線消防本部
滋賀県防災ヘリコプター応援協定	滋賀県
滋賀県防災ヘリコプター支援協定	滋賀県
新名神高速道路消防応援協定	大津 湖南 亀山各消防本部(局)

滋賀県生物化学テロ災害相互応援に関する覚書	県下各消防本部(局)
新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書	東海旅客鉄道株式会社

6 人員計画・組織・装備

① 消防力の現状

当消防本部の管内人口は、147,350人、管内世帯は56,300世帯、管内面積552.18平方キロメートルで、現在における消防体制は1本部、4消防署、3分署があり、192名の消防職員と消防自動車11台(予備車両含む)、救急自動車9台(予備車両含む)、はしご車1台、救助工作車1台、救助車及び積載車等により、24時間365日対応している。また、日常での通常災害では各署に配備されている装備と人員により対応しており、平時の消防隊数を超えた災害については、状況に応じて隊員と必要車両を増強している。

現在の各出動体制は、上記に示すとおりとなっており、火災出動を例にすると、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び救急車が同時に出動し、各役割の中で活動する体制となっている。また、各所属により僅かな差があるものの、初動体制としてそれぞれの車両に乗車する隊員は、消防ポンプ自動車2名、水槽付消防ポンプ自動車2名から勤務体制により3名及び救急自動車3名で対応している状況である。

② 今後の消防力の考え方

消防力を考える上においての要素としては、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等を勘案したものとされている。また、諸事情を勘案するうえにおいては、人口、防火対象物の数、防火対象物の内容、危険物施設数等から将来における消防の需要予測を考えなければならないとされている。しかしながら、消防力の強化を図るためにには、国の示す消防力の整備指針を理想とするも、構成市における財政状況等総合的な材料を加味したうえでの結果となるものである。

従って、これまでの消防力整備のための判断要素をもとに、現在進行しつつある行財政計画との整合性を図りながら市民の安心と安全を確保するための整備に努めるものとする。なお、市民の安心と安全の確保のためには、日常的かつ局所的な災害や事故への対応を優先に考えるとともに、大規模災害時における受援体制を考慮し、次の項目を目標とする。

- ア 火災現場における初動活動は、延焼度合いに大きく影響するところでもあり、この活動車両に乗車する隊員を消防ポンプ自動車2名以上、水槽付消防ポンプ自動車3名以上を目標とする。
- イ 消防力の整備指針に示すところの災害現場において指揮活動と安全管理を行う指揮隊の運用を行う。
- ウ 消防団、自主防災組織等との情報共有及び連携の強化を図るものとする。
- エ 震災等大規模災害対策の推進を図るものとする。
- オ 事業経費は効果的観点から、緊急性が高く、市民の安全安心に繋がる事業を選択し実施する。
- カ 管内の消防情勢の変化や実情に合わせた車両配置換えを行なう等、運用方法の再検討を行う。
- キ 国庫補助負担金制度の変更により、車両整備が困難な状況にあるが、対象となる車両については現存する制度の活用と、対象外の車両にあっては、リースメリットを活かした手法を取り入れる。
- ク 人材育成を推進し、組織力を向上させるとともに、現場活動体制の充実を図る。

③ 大規模災害に対する今後の対応

平成23年3月11日 14時46分に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない大規模、広範囲、複合的なものとなり、かつてない被害が発生しました。

このような状況下、この大規模地震の経験と教訓を踏まえ、今後発生が予想される東南海地震及び南海地震や管内付近における琵琶湖西岸断層帯、鈴鹿西縁断層帯による地震に対して消防として適切に取り組んでいく必要がある。

のことから、大規模災害時には甲賀市地域防災計画、湖南市地域防災計画及びに消防本部非常災害警備計画（大火災警備計画、救助警備計画、風水害警備計画、地震警備計画）に基づき対応するとともに、次の項目を重点に充実強化を図るものとする。

ア 災害時における災害対応体制の確立

大規模災害は、複雑かつ同時多発的に発生することから、被災地の消防本部は限られた消防力で対応を求められている。このことから、大規模災害が発生した際に初期に災害に即応していくための人員、施設、車両装備、資機材及び水利等の確保について検討を図ることにより、効果的な初動活動の体制を確立するものとする。

イ 情報管理体制の確立

早期に情報を収集、集約、分析して災害活動に繋げていくこと、また災害の発生状況から消防力対応の可否判断を行うためにも初動期における情報管理が重要である。

のことから、情報通信について多様性、多重性、機動性等を考慮し、また、関係機関との情報の共有と連携を視野に入れた整備等を検討することにより、情報収集及び伝達手段の確保を図るものとする。

- ・ 衛星携帯電話等多様な通信手段の確保
- ・ 無線のデジタル化等の推進

ウ 消防団、自主防災組織等との情報共有及び連携のあり方

大規模災害発生時は被害が広範囲であることから情報の収集をはじめ、広報、避難誘導活動、被害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、消防本部と消防団との情報の共有と連携活動が重要となる。このことから、消防団との情報伝達、指揮系統や指揮本部のあり方等について検討を行うものとする。

また、大規模災害時においての総合的な対応を図るために、消防団との共通認識を持つことが大切であり、災害の状況に応じた活動の優先順位や、地域の実情に応じた災害を想定して事前に定めておく必要がある。このことから、消防団との間において受援体制を含めた消防活動方針について検討を図るものとする。

- ・ 災害発生時の消防本部及び消防団との合同の指揮本部の設置
- ・ 消防本部と消防団との情報連絡手段の整備
- ・ 具体的な活動についての役割分担及び連絡方法についての事前計画の策定及び訓練の実施等

エ 安全管理

東日本大震災においては消防庁舎や消防車両に多大な被害を受けた状況下での活動が行われたうえ、多くの消防職員、団員の尊い命が奪われた。

消防の活動は危険と隣りあわせであり、火災現場などでは多くの災害現場経験等から資機材や装備をはじめ、状況に応じた安全管理対策を図ったうえでの活動となるが、地震災害など広範囲に及ぶ災害については、事前に訓練等を通じて周知することも重要である。このことを踏まえ、各種研修に加え訓練の実施等により活動中における隊員の安全対策の強化について取り組むものとする。

オ 長期化活動への対策等

大規模災害発生時には、活動が長期化することが想定されるため、活動を継続するためには必要な水、食糧、非常電源等の備えが余儀なくされる。このことから、長期活動への備えの再点検を行うとともに、隊員の健康と安全を考慮した活動方針を樹立するものとする。

カ 緊急消防援助隊受援体制

現有の消防力を超える災害については、各応援協定及び緊急消防援助隊等の出動を受けることとなるが、緊急消防援助隊については、滋賀県緊急消防援助隊受援計画及び甲賀広域行政組合消防本部消防受援計画に基づき構成市との連携の中、必要とする地域の選定、進出拠点、燃料補給体制、水利の確保、食糧補給体制及び野営可能場所等の確保に努めなければならないところであり、消防の総力を最大限に引き出すための体制の構築に努めるものとする。

キ 地域総合防災力の強化

東日本大震災では、「地域における防災力」の重要性が明らかになったところであり、同時に多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速かつ的確な対応が困難になる事態が予想されることから、初動時における消防団や自主防災組織の役割は大きいと考えられる。そのためには、地域や自主防災組織、学校及び企業等との連携が必要であり、自主防災組織においては防災情報を共有する取り組みと訓練への企画を進め、地域や企業及び学校においては、あらゆる機会をとらえ、地震の教訓を継承し、防災訓練や応急手当講習への参加を推し進めるものとする。

④ 消防職員採用計画

平成28年度					
	採用数	4月	消防学校入校時	10月	派遣
平成28年度	5	193	188	193	1 192

平成29年度～平成32年度

平成29年度～平成32年度					
	採用数	4月	消防学校入校時	10月	派遣
平成29年度	1	193	192	193	1 192
平成30年度	4	193	189	193	1 192
平成31年度	3	193	190	193	2 191
平成32年度	2	193	191	193	2 191

⑤ 各資格者養成及び研修計画

救急救命士養成計画

	救急隊数	救命士数	養成者	55歳以上	運用救命士数	気管挿管認定	薬剤投与認定	拡大新処置※1
平成28年度	8	40	2	2	36	2	2	6
平成29年度	8	42	2	4	38	2	2	2
平成30年度	8	43	1	3	40	2	2	1
平成31年度	8	44	1	3	41	2	1	1
平成32年度	8	45	1	3	42	2	1	1

※ 概ね55歳までを救急活動範囲としての計画

※1 心肺機能停止前の重篤傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

特別救助隊員養成計画

	隊員数	新規養成
平成28年度	7	1
平成29年度	7	1
平成30年度	7	1
平成31年度	8	1
平成32年度	8	1

※ 隊員交代を考慮

水難救助隊員養成計画

	隊員数	新規養成
平成28年度	10	1
平成29年度	10	1
平成30年度	10	1
平成31年度	10	1
平成32年度	10	1

※ 隊員交代を考慮

予防技術資格者養成計画

	消防用設備等専門員	防火査察専門員	危険物専門員
平成28年度	30	33	9
平成29年度	32	35	11
平成30年度	34	37	13
平成31年度	36	39	15
平成32年度	38	41	17

職員研修等計画

	学 校 研 修					現任研修	
	初任研修	専科教育	特別教育	幹部教育	消防大学校	部外研修	資格技能研修
平成28年度	5	25	6	4	2	15	7
平成29年度	1	22	6	4	2	15	7
平成30年度	4	20	6	4	2	15	7
平成31年度	3	20	6	4	2	15	7
平成32年度	2	20	6	4	2	15	7

部外研修

- 救急救命士就業前病院実習
- 救急救命士気管挿管病院実習
- 救急救命士生涯教育病院実習
- 救急隊員症例検討会
- 日本救急医学会
- 救急隊員部会
- 救急隊員シンポジウム
- 救助隊員シンポジウム
- 交通安全講習
- 市町村職員研修
- 急流救助・救助潜水士講習会

資格技能研修

- 玉掛け技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能研修
- 小型船舶操縦免状講習
- アーク溶接等特別教育
- 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習
- 衛生管理者講習
- 安全衛生推進者講習

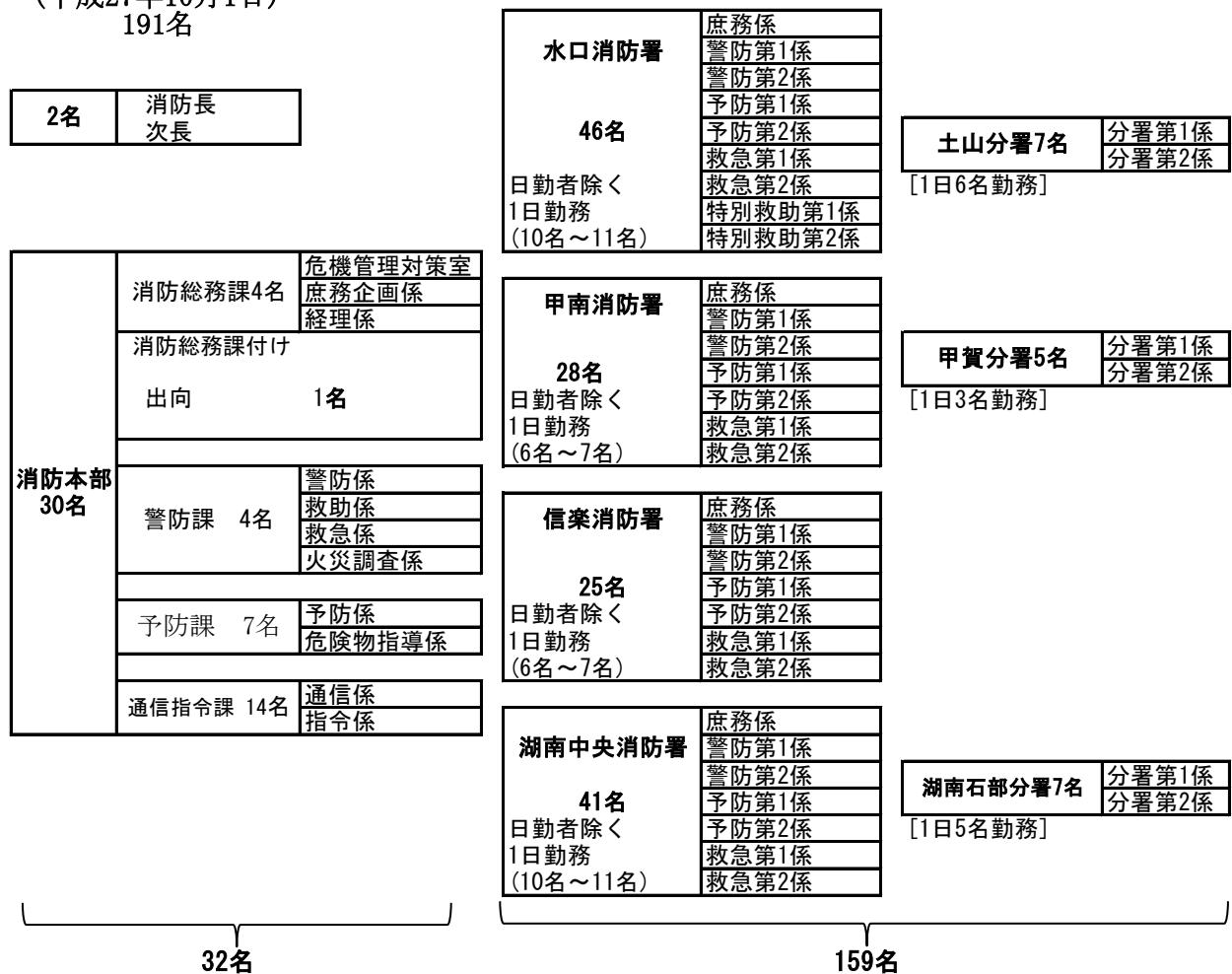
⑥組織計画
(平成27年10月1日)
191名

⑥組織計画 (平成27年10月1日)

191名

消防長
次長

※ 指揮隊の運用状況により一部変更の可能性あり

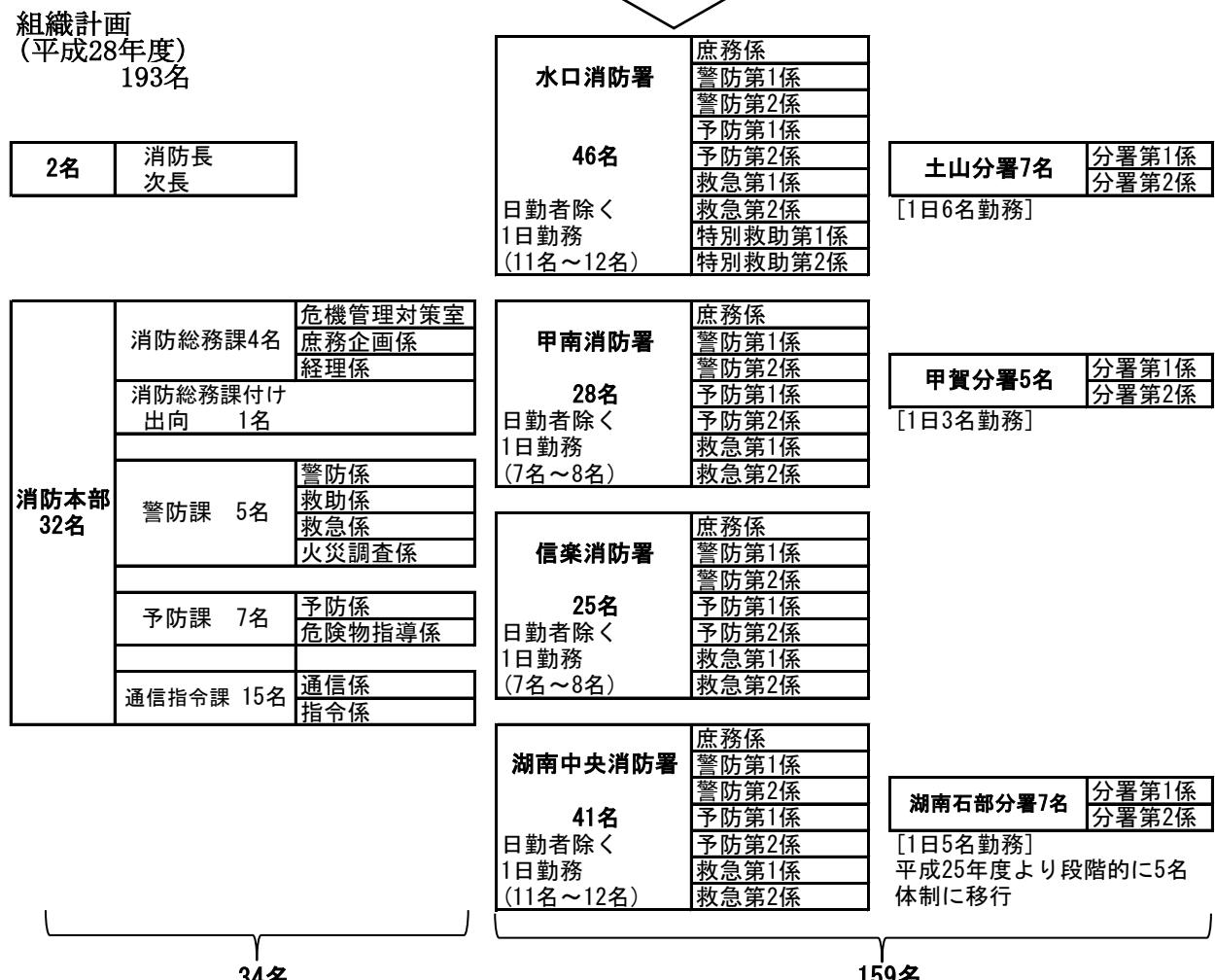


組織計画
(平成28年度)
193名

組織計画 (平成28年度)

193名

消防長
次長



人員計画

平成27年度における人員等状況

		台数	算定人員	乗車人数
指揮車		4		
タンク車	5人乗車	6	54	(3名)
ポンプ車	4人乗車	2	14	(2名～3名)
はしご車	乗換運用	1	0	
化学消防車	5人乗車	2	16	(2名～3名)
広報車	乗換運用	1	0	
査察車	乗換運用	1	0	
資機材搬送車	乗換運用	1	0	
積載車	乗換運用	1	0	
救急自動車	3人乗車	8	64	(3名) 1台乗換運用
救助工作車(下記を除く)		0	0	
救助工作車(省令4条)		1	7	(2名～3名)
			155	
通信員の数			14	
予防要員の数			7	
上記以外の人員			15	
			191	



平成28年度における人員等状況

		台数	算定人員	乗車人数
指揮車		4	0	
タンク車	5人乗車	6	54	(3名)
ポンプ車	4人乗車	2	14	(2～3名)
はしご車	乗換運用	1	0	
化学消防車	5人乗車	2	16	(2～3名)
広報車	乗換運用	1	0	
査察車	乗換運用	1	0	
資機材搬送車	乗換運用	1	0	
積載車	乗換運用	1	0	
救急自動車	3人乗車	8	64	(3名) 1台乗換運用
救助工作車(下記を除く)		0	0	
救助工作車(省令4条)		1	7	(2～3名)
			155	
通信員の数			15	
予防要員の数			7	
上記以外の人員			16	
			193	

⑦ 施設等整備

・庁舎整備

現在の常備消防体制は昭和48年4月4日に甲賀郡行政事務組合の一部局として「甲賀郡消防本部」が設置され、その後、平成16年10月の市町村合併により「甲賀広域行政組合消防本部」として現在に至っています。また、消防庁舎については、広域消防として発足後、昭和48年12月に第1消防分遣所(土山分署)、昭和49年4月に第4消防署(信楽消防署)、第3消防署(甲南消防署)、第4消防分遣所(湖南石部分署)、昭和50年11月に消防本部、第1消防署(水口消防署)及び昭和55年3月に第2消防署(湖南中央消防署)がそれぞれ竣工されました。その後大きく移り変わる社会情勢の中、地域の消防行政需要に対処するため、関係者の深いご理解のもとにそれぞれの消防庁舎は下記のとおり強固な防災拠点施設として整備されてきました。

次に現在の湖南中央消防署については、庁舎の老朽化に加え将来における消防行政需要を勘案した場合、早い時期における整備が望まれるところであります。

消防庁舎の現況

庁舎名		所在地	建築年月	敷地面積	延面積
消防本部 水口消防署	庁舎	甲賀市水口町水口6218番地	H11.3	8,102.86m ²	3,756.17m ²
	訓練塔	甲賀市水口町水口6218番地	H12.3		546.30m ²
	指令施設	甲賀市水口町水口6218番地	H12.3		
土山分署		甲賀市土山町前野124番地	H20.2	1,896.00m ²	350.88m ²
甲南消防署		甲賀市甲南町池田3578番地1	H24.3	3,679.00m ²	802.60m ²
甲賀分署		甲賀市甲賀町大久保1289番地	H17.3	1,231.97m ²	209.17m ²
信楽消防署		甲賀市信楽町長野1306番地6	H15.3	3,276.17m ²	762.50m ²
湖南中央消防署		湖南市中央一丁目1番地	S55.3	1,224.00m ²	526.90m ²
湖南石部分署		湖南市石部中央四丁目1番6号	H17.3	661.50m ²	356.91m ²



消防署、分署からの主な距離

水口消防署	～	水口町春日	6.9km
土山分署	～	土山町大河原	12.0km
甲南消防署	～	甲賀町高嶺	9.3km
甲南消防署	～	甲賀町神	10.6km
甲賀分署	～	甲賀町神	4.6km
信楽消防署	～	信楽町朝宮	11.3km
信楽消防署	～	信楽町多羅尾	10.1km
湖南中央消防署	～	湖南市下田	7.2km
湖南中央消防署	～	湖南市サイドタウン	7.2km

⑧ 車両整備

消防車両については、次に定める更新計画に基づいて整備を図るものとします。なお、車両の整備には有力な財源となる補助金の確保が年々厳しい状況となっており、緊急消防援助隊関係車両を除くものは自主財源に頼ることになる。このため、日々の車両管理の徹底と更新時期の延伸により整備計画を立て歳出削減に努めているところであり、今後は活動頻度に応じた車両の配置転換を行いつつ更新を図るものとする。

更新基準

救急車	10年又は18万キロ	救助工作車	20年
消防ポンプ自動車	15～17年	はしご車	17年
水槽付消防ポンプ自動車	15～17年	積載車	20年
化学消防自動車	15～17年	指令車	15年

車両の現況

救急車

平成27年9月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	備 考
警防課	高規格	平成16年11月	137, 331km	非常用
水口消防署	高規格	平成23年11月	93, 071km	
土山分署	高規格	平成20年 1月	133, 453km	
	高規格	平成19年 1月	129, 356km	
甲南消防署	高規格	平成22年 1月	85, 626km	
甲賀分署	高規格	平成26年11月	12, 424km	
信楽消防署	高規格	平成24年11月	50, 863km	
湖南中央消防署	高規格	平成23年11月	88, 930km	
湖南石部分署	高規格	平成21年 1月	102, 043km	

車両の現況

指令車 指揮支援車 査察車

平成27年9月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	備 考
総務課	指令車	平成23年 1月	56, 007km	リース車両
警防課	指揮支援車	平成21年11月	42, 378km	
通信指令課	連絡車	平成26年 7月	12, 089km	リース車両
予防課	査察車	平成19年10月	77, 306km	
水口消防署	指令車	平成14年 9月	156, 568km	
	連絡車	平成23年 3月	16, 710km	寄 贈
甲南消防署	指令車	平成12年 8月	131, 486km	
	連絡車	平成12年 4月	116, 044km	寄 贈
信楽消防署	指令車	平成12年 8年	112, 999km	
	連絡車	平成25年 7月	10, 213km	リース車両
湖南中央消防署	指令車	平成26年 9月	4, 356km	
	連絡車	平成25年 7月	14, 605km	リース車両

車両の現況

ポンプ車 タンク車 化学車

平成27年9月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	稼働時間
消防本部	タンク	平成5年12月	42,585km	4,586
水口消防署	タンク	平成23年 1月	13,059km	1,658
水口消防署	化学	平成 8年10月	46,150km	4,901
土山分署	タンク	平成 7年12月	59,233km	2,924
甲南消防署	ポンプ	平成 9年11月	56,887km	4,357
	タンク	平成26年 1月	5,531km	643
信楽消防署	ポンプ	平成11年11月	40,585km	3,369
	タンク	平成 8年11月	44,175km	1,038
湖南中央消防署	タンク	平成25年 2月	6,047km	802
	化学	平成 5年11月	40,293km	4,534
湖南石部分署	タンク	平成 7年12月	21,612km	3,431

車両の現況

救助工作車 積載車

平成27年9月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	備 考
水口消防署	救助工作車	平成15年12月	50,769km	
甲南消防署	積載車	平成15年 1月	24,313km	
湖南中央消防署	救助車	平成13年11月	20,582km	

車両の現況

はしご車

平成27年9月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	稼働時間
湖南中央消防署	はしご車	平成 6年 3月	18,066km	3,840

消防車両更新計画

(単位 千円)

年度	事業名	事業費	財源内訳				備考
			国庫支出金	県支出金	地方債	一般財源	
平成28年度	水槽付消防ポンプ自動車 湖南石部分署	47,000			41,000	6,000	いしべ5
	水槽付消防ポンプ自動車 信楽消防署	47,000			41,000	6,000	しがらき5
平成29年度	高規格救急自動車 土山分署	28,000			25,200	2,800	つちやま2
	化学消防車 水口消防署	54,000			47,100	6,900	みなくち5
平成30年度	梯子付消防ポンプ自動車 湖南中央消防署	204,000			188,500	15,500	こうせい8
平成31年度	消防ポンプ自動車 甲南消防署	35,000			30,800	4,200	こうなん3
	高規格救急自動車 水口消防署	28,000			25,200	2,800	みなくち2
	高規格救急自動車 湖南中央消防署	28,000			25,200	2,800	こうせい2
平成32年度	消防ポンプ自動車 信楽消防署	35,000			30,800	4,200	しがらき3
	高規格救急自動車 湖南石部分署	28,000	12,696		12,800	2,504	緊援隊 ※1 いしべ2

※1 緊急消防援助隊登録車両の更新については、国庫補助の対象となります。

⑨ 通信指令装置関係

消防指令センターは、指令装置、指揮台、表示板、無線統制台、気象情報収集装置、出動車両運用管理装置等をもって構成されるものである。当消防本部における消防指令センターは、平成12年度の整備以降15年が経過し、多様化する通信手段への対応、経年劣化による故障の増加並びに部品調達が困難な状態にある。このことから、通信指令装置の更新については、平成27年度に実施設計を行い、平成28年度及び29年度に整備を図るものとする。

この通信指令装置は、様々な災害通報に対応できるとともに通話中でも自動音声で出動するための情報を消防隊等に伝達でき、またGPS搭載車両の位置をモニター画面にて把握できるため、災害の被害軽減や救命率の向上が期待できる。

通信指令関係更新等全体計画

年 度	28	29	30	31	32
高機能指令装置	更新開始	更新完了			
事務管理システム		更新			
位置情報システム総合型	使用料金 保守料金	→	→	→	→
デジタル無線設備保守 高機能指令装置保守	保守料金	→	→	→ 保守料金	→ →
指令設備に係る自家発電設備 (署所分)			※	※	※

※各署所に配置の自家発電設備6基については、平成27年度で設置後15年を経過するものである。

現状、不具合等が発生していないため、高機能指令装置更新時には更新せず、後年度の状況により随時更新していくものとする。なお、更新費用は1基あたり1,000万円前後必要となり、予測される前年度に予算計上するものとする。

高機能指令装置等整備計画

平成27年11月現在

指 令 台 更 新	年 度	27	28		29	
	整備計画	設計	施工監理 60%	設置工事 60%	施工監理 40%	設置工事 40%
整備費	整 備 費	3,240	10,278	342,600	6,852	228,400
	起 債	2,400	7,700	256,900	5,100	167,200
	一般財源	840	2,578	85,700	1,752	61,200

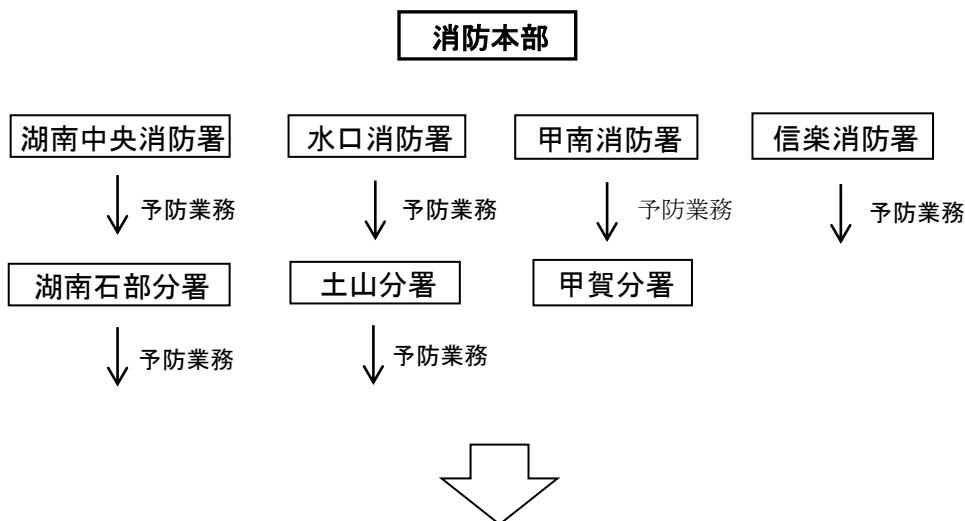
(単位 千円)

⑩ 今後の検討課題

広域消防として発足以来39年余り経過した今、少子高齢化等の社会情勢の変化に加え、財政的にも将来厳しい状況が予想されるところでもあり、現在の消防水準を如何にして維持し、市民サービスの向上を図っていくことが大きな課題であります。このことから、現在の消防署及び分署における将来的消防行政需要や組織規模等を検証することによる組織体制の見直しが望ましいと考えられます。

組織体制の見直しとして、現在の1本部4消防署3分署から1本部2消防署2分署3出張所(又は分遣所)にすることと、業務の集約による効率化を図ることにより、機動力の強化と各出動体制の高度化を目指すことが挙げられます。しかし、この体制の確立にはこれに伴う課題の克服並びに人事体制の移行から数年の準備期間を必要とすることから、継続した検討を要するものと考えられます。

現行体制



見直し後(案)

